

学校協議会の傍聴にあたって

1 傍聴者は、会場においては、次の注意事項を遵守してください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

2 傍聴者は、会場においては、会長又は事務局の指示に従ってください。

3 1の注意事項に傍聴者が違反したときには、会長から注意を行います。それでもなお、注意に従わない方には、退場していただくことがあります。